

令和 6 年度 宮城県森林審議会第 1 回森林保全部会 議事録

日時 令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）

午前 1 0 時 3 0 から午後 0 時 3 0 分まで

場所 行政庁舎13階 環境生活部会議室

配付資料

資料 1

「miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置（気仙沼市）」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、構成委員 5 名中 4 名出席により、宮城県森林審議会規程第 8 条第 5 項により部会が成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第 19 条及び宮城県森林審議会規程第 9 条により原則公開であること、ただし、平成 29 年 7 月 6 日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（河野部会長）

森林保全部会長の河野でございます。

今回は、本年度、1 回目となりますが、部会委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10 ヘクタールを超える林地開発に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。

本日は、1 件、諮問されておりますので宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、太陽光発電施設の設置を目的とする林地開発許可案件の 1 件でございます。

このあと、審議事項（1）の「miyagi motoyoshi solar 合同会社」に係る案件を御審議いただきます。なお、資料については、予め委員の皆様へ送付し、内容を御確認いただいております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長

が当たることになっておりますので、部会長よろしくお願いします。

河野部会長：（１）「miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

河野部会長：ただ今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から何か御質問はございませんか。

大山委員：１１ページ事業計画書の地形・地質のうち地形の特徴を書く欄について、「傾斜のある山林」と記載されていますが、地形に係る記載をする欄ですので、山林ではなく、地形の特徴を具体的に記載してください。

１２ページの中段に記載の、コナラ、クヌギを 2,000 本/ha 植栽することについてですが、生物多様性を保全するため、苗木の調達先は遠方ではなく、できるだけ地域の遺伝子を攪乱しない近くの生産者から調達していただきたいと思いました。

１７ページに行きまして、一番上の行に、希少猛禽類が生息する可能性があることから情報収集を行い、県や環境省にもヒアリングされたと記載されていますが、その際に調査をどのように行うべきかについてアドバイスを受けているのでしょうか。先ほどの説明の中で生息状況の実施という項目がありました。それからすると、今回の事業予定地の中には古巣の調査だけでなく、猛禽類の生息状況の調査が必要かと思います。例えば、巣が事業予定地のそばにあって、繁殖期にその場所を利用する環境となっていれば、それは大きな影響が出ますので、できましたら、先ほどの説明のとおり、生息の状況を調査するということがあっていいかなと思いました。

それから 71 ページに行きまして、残置森林についてですが、残置する部分の地形起伏はそのままの状態に残すということによろしいのでしょうか。そうすると、法面が発生しますが、残置森林の健全性を保つ視点から考えると、一気に伐採してしまうと、伐採により突然林内に光が差し込んで林内気候が大きく変わってしまいます。通常、森林には必ずマント群落と呼ばれる森林を保護する群落が発達しています。ですので、切りっぱなしにするのではなく、周辺の木々を伐採する時に、そこにあった低木や幼木、小さい木々を林の縁に植えていただき、林内の気候を守る、そして森林の健全性を保つという観点でマント群落の発達にも配慮していただければと思います。

河野部会長：それでは、４項目質問がございました。最初に 11 ページの地形に関する文言について、回答をお願いします。

事務局：御指摘のとおり、地形の特徴についてわかりやすく記載されるよう、後日事業者と調整します。

河野部会長：次に 12 ページのコナラ、クヌギ苗木の植栽について、なるべく遺伝子攪乱を避けるために近くから調達すべきではないかということについてはどうでしょうか。

事務局：苗木については、生産個所が限られている関係もあるので、必ずしも近くから調達できるかはわかりませんが、できるだけ近いところで入手されるよう、県からも指導いたします。

河野部会長：次に 17 ページの猛禽類の関係について、近隣の生息状況についても確認したしほうが良いのではないかということについてはいかがでしょうか。

事務局：今回の事業者によるヒアリングや古巣の調査結果では確認されていないこととなっております。

なお、猛禽類の関係については、希少種の生息に係る情報が含まれる可能性がありますので、後ほど傍聴人に退出いただき詳細を御説明したいと思います。

河野部会長：はい。では、71 ページの残置森林の健全性確保のためにマント群落を形成するような措置をしてはどうかということについてはいかがでしょうか。

事務局：林地開発許可制度が求める災害の防止や水害の防止といった許可基準としての観点ではなく、配慮した施工ができるかどうかという観点から、事業者を確認したいと思います。

河野部会長：続いて委員からいかがでしょうか。

進藤委員：事業計画図面では、大きく内側に切れ込んでいる部分があり、民家があるというお話でしたが、何件くらい民家があるのか、また、事業地に囲まれてしまうので、生活に支障をきたしてしまう可能性が懸念されますが、何か配慮があったのでしょうか。

また、近年の豪雨の影響による土砂災害などの心配があります。71 ページでは 30 度以上の斜面にはパネルを設置しないということでしたが、その時の土壌の状況はどうでしょうか。

また、道路の向い側に大規模な太陽光発電施設が 2 つあったと思います。もし、そこからの排水と今回の事業地からの排水が同じ川に流れるようであれば、その点についての配慮はどのようにされているかについてお尋ねしたいと思います。

河野部長：それでは 3 点ございました。まず民家に対する配慮について回答をお願いします。

事務局：民家が 2 件ございます。周辺に残置森林を残し、その上に水路を配置して民家がある地域に影響が及ばないように計画されています。また、一方の民家の直上に調整池が作設されます。調整池の流末には既存の水路があり、大雨が降った場合でもその水路で雨

水が流下できるよう、水路を修繕する計画となっています。

また、30度以上の斜面にパネルを設置しないことについてですが、太陽光発電施設は、地盤強度の指標であるN値が3以上であることが望ましいとされていますが、今回の事業地は、ボーリング調査の結果から一番小さい部分でもN値9となっており、必要な地盤強度があると認識しています。

河野部会長：もう一つ、今回の事業地の向かい側にある開発地からの排水も馬籠川に流入するということでしょうか。

事務局：そのとおりです。馬籠川の河川管理者は宮城県となっており、開発を行う上では河川管理者に対し、事業排水を河川で安全に流下できるかどうかについての確認が必要で、今回の事業の場合は、防災調整池設置指導協議の中で河川管理者に確認されています。

河野部会長：ほかにございませんでしょうか。

大沼委員：原状回復の方法について教えていただきたいのが一つ、それから、廃棄等費用積立ガイドラインの内容について説明をお願いします。

事務局：原状回復について、県としては基本的に森林に復旧していただくように指導しています。森林へ復旧した場合には、県に連絡していただくようお願いしています。

廃棄等費用積立ガイドラインの内容については申請者から説明をお願いしたいと思います。

河野部会長：申請者からお願いします。

申請者：今回の事業はFIP認定の入札をしております。その中で今年4月からFIP認定をとるためには積立を強制的に行う制度が出たため、FIPでもらう資金から強制的に積み立てる形となります。

河野部会長：それでは、私の方から何点か質問したいと思います。

まず、14ページの上から2つ目、開発中及び完了後の管理は、事業者と契約したOM（Operation & Maintenance）会社による管理とありますが、施工業者もこのOM会社なのでしょうか。

事務局：申請者からお願いします。

申請者：OM会社と施工会社は別の会社となります。

河野部会長：施工会社の選定の予定は決まっていますか。

申請者：本社の親会社がポルトガルにあり、ヨーロッパで上場している関係で、コンプライアンス上入札によりすることとなっており、現在その入札プロセス中となっています。

ただし、今回のような規模のプロジェクトでは、銀行でも認めるいわゆる日本の大企業など、与信的に問題ない会社を選びます。

河野部会長：わかりました。続いて、14ページのところで、太陽光発電終了後にパネルを撤去する記載の部分に、地上権契約第11条に事業終了後の対応を記載しているとあります。どのような内容でしょうか。

事務局：地上権者は、存続期間満了又は第10条第2項に基づく地上権者による解除に伴う本契約終了時には、その選択により（i）本発電施設を撤去し、所有者に本土地を原状回復（造成後の状態までの回復で足りるものとする。）の上で返還し、又は（ii）所有者の要請又は同意があることを条件として、本発電施設を無償で所有者に譲渡し、本土地を原状回復することなく本契約終了時の現状有姿にて所有者に本土地を返還する。また、これら以外の事由による本契約終了時には、地上権者は、本発電施設を撤去し、所有者に本土地を原状回復（造成後の状態までの回復で足りるものとする。）の上で返還する。但し、本契約終了までに、地上権者と所有者間で、本発電施設につき別途の合意をすることを妨げない。とあります。

河野部会長：ありがとうございます。わかりました。所有者は何名いるのでしょうか。

事務局：地番としては48ございまして、大半は個人の方でございまして。人数としては個人が12名です。

河野部会長：それで全てですか。

事務局：あとは申請法人が所有する土地や法定外公共物、電気送電事業者の土地がございまして。

河野部会長：地権者の方々とは地上権契約を結んでいるということですね。

事務局：そのとおりです。

河野部会長：83ページ、井戸水に影響が出た場合、上水道を設置するとの説明でしたが、それは文書で示されていますか。

事務局：文書で示されています。

河野部会長：技術的な部分で、12ページに記載の盛土法面の2段目以降に水平排水材を設置するとありますが、土工定規図には記載されていませんでしたが。

事務局：調整池堤体の図面で、水色で示しているものです。不織布で、水をしみこませてそこから排水するものとなっています。

河野部会長：それから 11 ページの土工関係において、総切土量が 146,700 m³、総盛土量が 168,800 m³で、切土量より盛土量が多いのはなぜでしょうか。

事務局：地山採掘によりほぐし土量としてかさが増えるなどにより土量差が生じます。

河野部会長：それから、土砂災害防止区域について、資料 2 ページの関係法令には土砂災害防止法が含まれていませんがこれはなぜでしょうか。

事務局：土砂災害防止法が法律として規制しているものは、住宅地などの建築物に対する規制ですが、今回の太陽光発電施設の設置は規制の対象となっていません。

しかし、林地開発許可制度の技術基準では、手続きが不要であったとしても、防災上の配慮をすべき区域の一つとしており、今回は林帯の確保や水路の設置により対策する計画となっています。

河野部会長：それは土砂災害危険区域などがかった場合の規定ということですね。

事務局：そのとおりです。

河野部会長：わかりました。そのほかありませんでしょうか。

進藤委員：伐採木の利用については何も触れられてはいませんでした。林齢が 50 年以上のものもあり、有効に利用できるものもあるかと思ったのですが、ほとんどをバイオマスに使うのか、あるいは有効に使う手立てを考えているのかどうかお尋ねしたいと思います。

もう一つ、国道 346 号線に面しており、地元要望に応じて保全帯とすると記載されていますが、具体的にはどのようなことか教えていただきたいです。

事務局：伐採木の利用については申請者から説明いただいてよろしいでしょうか。

申請者：今回の事業地は地権者と建設後 35 年間の地上権の契約を結ぶこととなりますが、基本的には地上部の木については伐採してもその所有は地主にあります。そのため、伐採事業者及び所有者の財産として販売するものの、すべてが売れるものではなく、枝や根はチップとして、場内の敷き均しに使う。それ以外に残るものについてはバイオマスに使う予定としています。

事務局：質問二つ目の保全帯とは、土地利用計画図のオレンジ色の着色部分で、普段日陰

ができて冬季に凍結してしまうので、日陰となる区間の木を伐採してほしいという要望があったものです。そこは伐採するものの、その後特段の施工は行わないため、保全帯として区分されています。

河野部会長：ほかにございますか。

それではないようでしたら、ここで先ほどの猛禽類の生息についてとなります。これについては傍聴者に一時退席をしていただきますのと、資料を回収させていただきますのでよろしくお願いします。

(傍聴者退出)

【非開示部分】

(傍聴者入室)

河野部会長：そのほかございますでしょうか。

無いようですので、これで質疑を終了します。これから、今回の答申内容を検討するにあたり、委員の皆様から意見をいただくこととなりますが、冒頭に司会から説明のありましたとおり、申請者様・傍聴者の皆様には御退出いただきますとともに、資料を回収させていただきます。

(申請者・傍聴者退出)

【非開示部分】

(申請者・傍聴者入室)

河野部会長：それではお諮りいたします。miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置を目的とする林地開発許可につきましては、許可することに特に問題ないとして答申することに御異議はございませんか。

(異議なし)

河野部会長：異議が無いようですので、許可することに特に問題ないとして答申することに決定しました。

それでは審議事項が終了しましたので、申請者の皆様にはここで御退出をお願いします。

申請者：ありがとうございました。

(申請者退出)

河野部会長：それでは次第の（２）その他に入りますが、まずは委員の方から何かございますか。

進藤委員：２点確認したいことがございました。１つ目は、太陽光発電施設の案件で、許可されたものの、着工されていない事案はあるのでしょうか。また、福島県では、工事を始めてから中止を指示された事案があったようなのですが、そのように工事途中でも工事状況を調べる仕組みはあるのでしょうか。

事務局：１つ目の着工していない太陽光発電施設の案件に関してですが、２件ございます。

１件は、林地開発許可とは別の法令手続きにより着手できていないもの、もう１つが地域住民との合意形成の関係で着手できていません。

また、着工後については年に１回履行状況を調査することとなっておりますので年に１回出先の事務所が現地を立ち入り調査しています。

大山委員：それは、工事中、工事後、運転開始後も年１回ということでしょうか。

事務局：電気事業施設は完了後に運転を開始することになりますが、完了すると林地開発許可が無くなります。そのため、運転開始後は電気事業施設として別の部署が管理します。

大沼委員：完了後はどこの部署で確認することになるのでしょうか。

事務局：県の部署でいえば、次世代エネルギー室で条例に基づいた手続きを要しています。

なお、電気事業施設は電気事業法で所管される施設ですので、当該法令を所管する経済産業省、宮城県であれば東北経済産業局が所管部署となります。

大沼委員：それが適正に運用されていればよいのですが、完了したことをもって指導が切れて、住民に不安が生じたりすることも考えられるので、指導が切れないように県も関わることはできるでしょうか。

事務局：県の方では、住民の方々の理解を得たうえで進めていくために条例やガイドラインが設定されておりますので、そのような観点からは引き続き県も関わっていくこととなります。先ほど申しました電気事業法に関する部分に関しましては、東北経済産業局となります。

河野部会長：整理させていただきますと、森林法では林地開発許可を出して、年に１回履行調査を行い、完成したらそこで森林法から手が離れますが、残置森林については、例えばそこで伐採されたなどがあれば、そこについては引き続き森林法により指導されるということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

進藤委員：今回の申請親会社は風力発電の大手とのことですが、沿岸部では風力発電施設が増えてきたと感じるのですが、今後そういった案件が増えてくる感じでしょうか。

事務局：太陽光発電施設の事案については一時期よりも相当案件が減りました。一方で風力発電施設については特段増えたりはしていませんが、ある一定量の事案相談があるという印象を受けています。

河野部会長：関連して、秋保で新聞報道などに出ている案件があるようですが、森林に係るものかと思いますが、スケジュールなどの情報はありますか。

事務局：事業者が地元地権者に対して行った説明会の内容について地域の方々が心配しているという状況で、具体的な内容については把握していません。

河野部会長：そのほか何かございませんでしょうか。

それでは、県の方からございますでしょうか。

事務局：（令和５年度許可及び協議実績に関する説明）

河野部会長：ただ今の報告に対しまして、委員の皆様から質問はございますでしょうか。

無いようですので、審議のすべてを終了したいと思います。司会にお返しいたします。

事務局：それでは令和６年度の森林審議会森林保全部会の一切を終了させていただきます。ありがとうございました。

様式第 1 号（第 2 条関係）

林地開発許可申請書

令和 6 年 7 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

住 所 東京都中央区晴海 1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX 25F

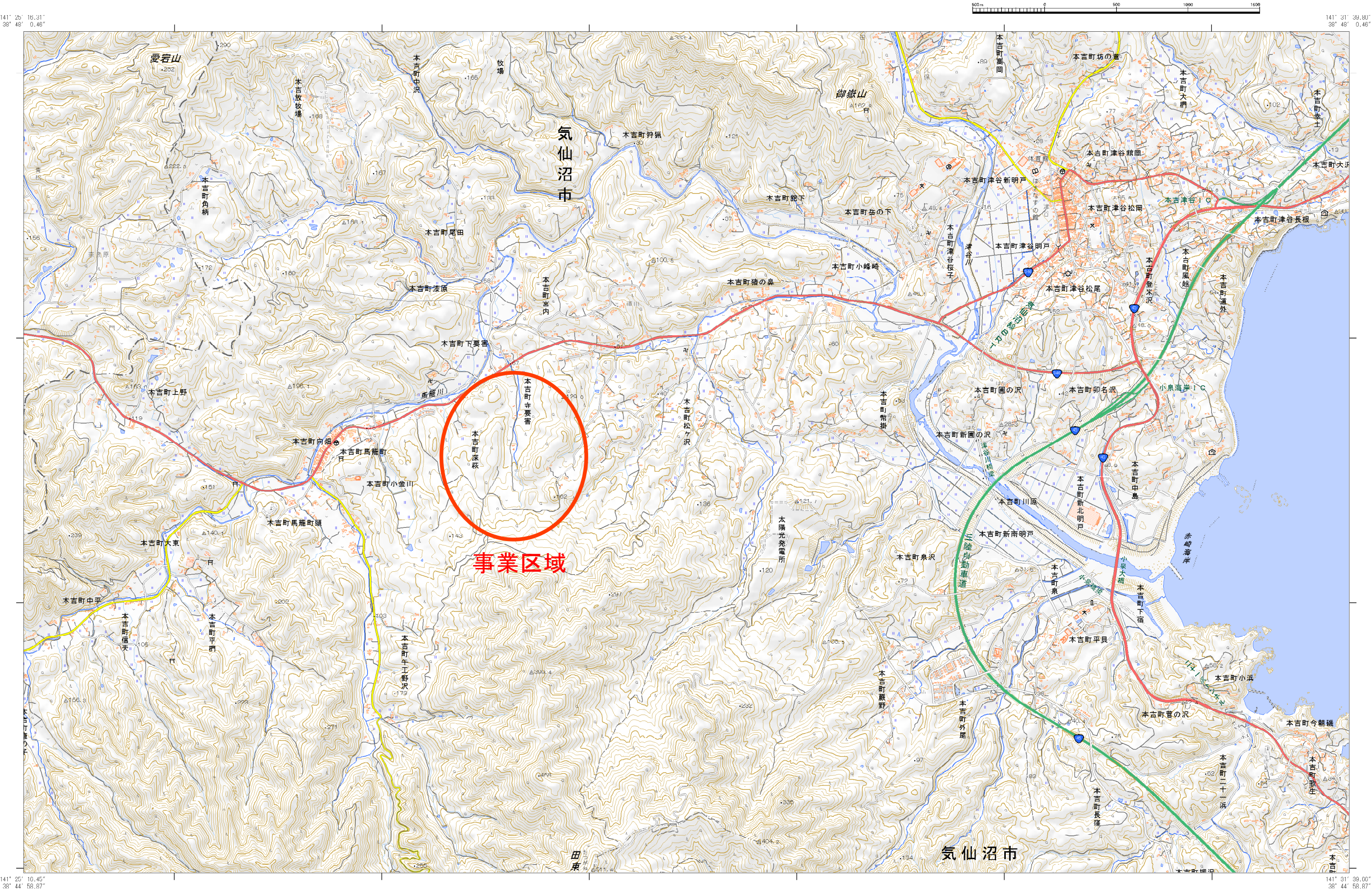
申請者氏名 miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表社員 EDPR JAPAN 株式会社
職務執行者 李 全権
(電話 03-5534-8989)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県気仙沼市本吉町深萩 1 番地 外 1 字 4 7 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 44.2133 ヘクタール) 33.8981 ヘクタール
開発行為の目的	太陽光発電施設の設置
開発行為の 着手予定年月日	許可の日
開発行為の 完了予定年月日	令和 8 年 10 月 1 日
開発行為の 施行体制	未定
備考	

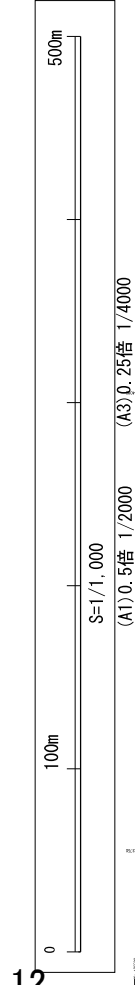
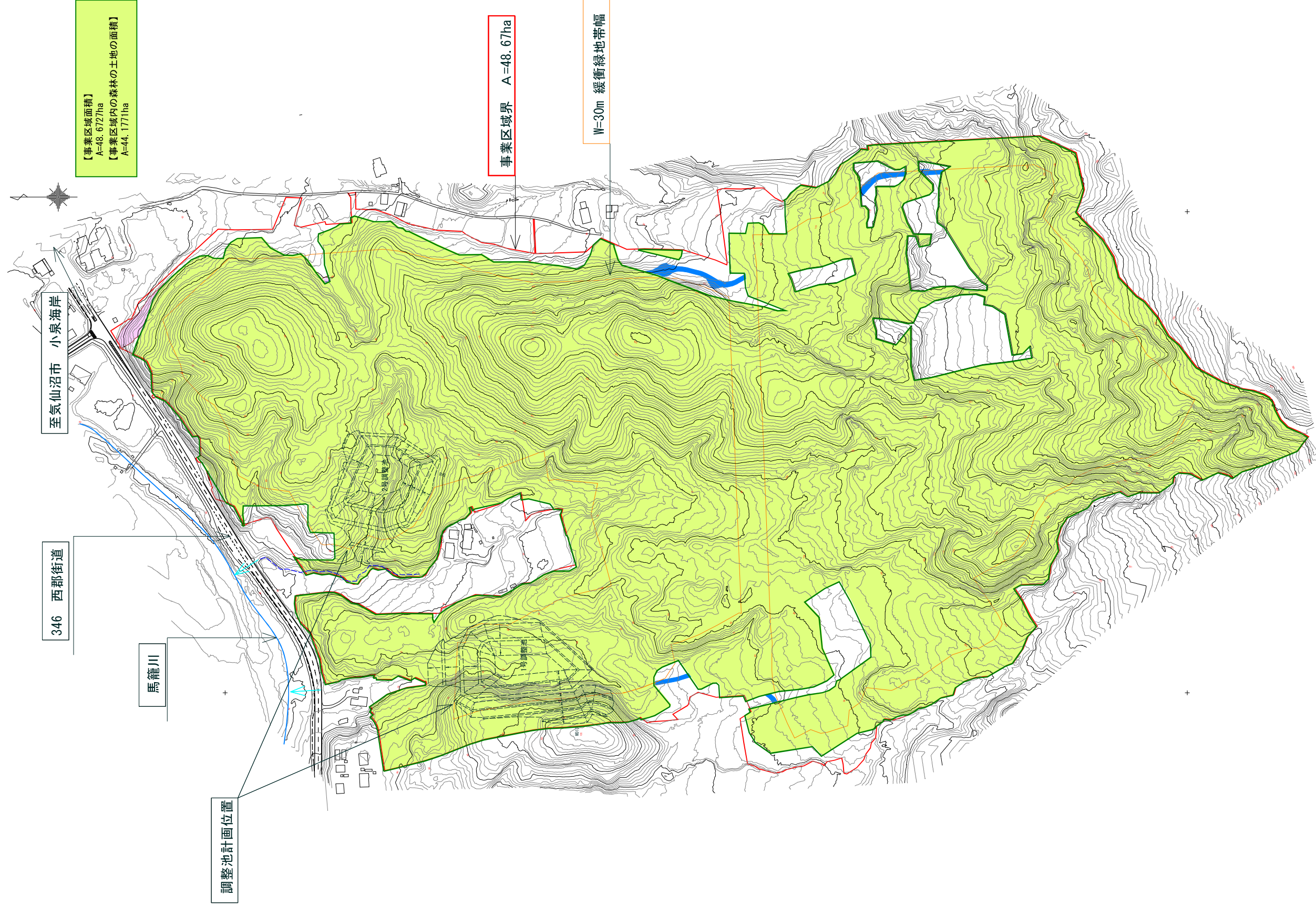
注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として少数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。



1. 投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第54帯、中央子午線は東経141°
2. 図部に付した短線は経緯度差1分ごとの目盛
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル
5. 磁気偏角は西偏約8° 30′
6. 図式は平成24年電子地形図25000図式
7. 本図上部の枠内には、この地図の購入者が入力したものをそのまま記載しています

現況図



図面番号	1/1
図面名	現況図
縮尺	A1-1/2000
	A3-1/4000

林地開発許可審査調書

申請者住所氏名	東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 25F miyagi motoyoshi solar合同会社 代表社員 EDPR JAPAN株式会社 職執行者 李 全権										
開発場所	気仙沼市本吉町深萩1番地 外1字47筆										
関係林小班	気仙沼市本吉町B102林班ホ、ヘ、ト、チ、リ										
開発目的	太陽光発電施設の設置				開発事業名				気仙沼市本吉町等 要害・深萩地区太陽 光発電事業		
森林率等	26.24% 残置森林率(19.22%)				法令等で定められている森林率等				森林率25%以上 残置森林率15%以上		
面積	事業区域面積				48.9138 ha				森林経営計画 有(無)		
	開発をしようとする森林面積				44.2133 ha				公益的機能別施策森林名		
	開発行為に係る森林面積				33.8981 ha				該当なし		
用途面積	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	田 (農振除外 済み)	雑種地				計	比率(%)	
	パネル設置エリア	27.7172	2.0487						29.7659	60.85	
	管路道路	2.4733	0.2311						2.7044	5.53	
	林道付け替え	0.1190	0.0011						0.1201	0.25	
	防災調整池	2.1785	0.0010						2.1795	4.46	
	自営農用地	0.0213	0.0082						0.0295	0.06	
	造成森林	1.2864	0.0713						1.3577	2.78	
	保全帯	0.1024	0.0013						0.1037	0.21	
	小計	33.8981	2.3627	0.0000	0.0000				36.2608	74.13	
	残置森林(15年生以下)	1.8191							1.8191	3.72	
	残置森林(16年生以上)	8.4961							8.4961	17.37	
	5条森林外残置森林		2.0967						2.0967	4.29	
	変電所			0.2341	0.0070				0.2411	0.49	
	小計	10.3152	2.0967	0.2341	0.0070	0.0000	0.0000	0.0000	12.6530	25.87	
	計	44.2133	4.4594	0.2341	0.0070	0.0000	0.0000	0.0000	48.9138	100.00	
	現況	樹種及び混合歩合 スギ(90)、天然林及び竹(10)									
	傾	林齢・生育状況 6年生～110年生 生育状況普通									
斜	3.7度		地質		中生代三疊紀 泥岩、崖堆積物等		土壌		褐色森林土壌		
開発行為に対する関係者の意見	受益者 なし 市 町 村 気仙沼市長(令和6年11月5日)意見無しとして回答										
他法令の関係	他法令の許可 認可の状況										
	事業についての認可状況										
一般的事項の審査	計画の具体性	設計図書一有 資金計画一有 信用状況一有 施工業者一未定									
	森林を使用できる権利	所有権 (地上権) 使用承諾 賃貸契約									
	排除を要する権利及び手続の状況	地上権 地役権 抵当権 根抵当権 その他() (該当なし)									
	その他	最小限度面積か	必要最小限度の面積と認められる								
		全体計画との関連	当該開発計画が全体計画である								
開発協議書の締結・同意書		問題なし									
周辺森林施策に及ぼす影響	問題なし										
残置又は造成森林の管理	開発中(2024年12月)後、事業者と契約した管理会社が管理を行う。										

1 災害防止工事の審査	土工事	③ 不適	切土法面は、1:1.5、1:2.2 (パネル設置工法)の勾配で切取し、直高5.0m毎に小段(1.0m)を設ける。盛土法面は、1:1.8の勾配とし、直高5.0mごとに小段(1.0m)を設ける。 盛土は、現況地形勾配が1:4以上の箇所については段切りをして、締め固め厚30cmごとにまき出しを行う。 直高5.0m以上の盛土法面には、2段目以降に水平排水材を設置して、法面の安定を図る。とされており、適切と認められる。
	法面工事	③ 不適	直高5 m以上で法面積が広い箇所に、小段排水路及び縦排水路を設置して表面水を処理する。調整池上流側堤体の小段、法尻に排水路を設置して表面水を処理する。また、法面保護として種子吹付により、早期緑化を行う。とされており、適切と認められる。
	防災工事	③ 不適	1号、2号調整池設置箇所に、調整池施工に先立ち、堰堤を設置して仮設沈砂池を設置する。 排水施設は事業地北側は、人家が点在していることから20年確率で想定される雨量強度で計画し、国道346号沿いの排水施設は、防災調整池流入の最下流となり、排水量が大きくなることから、国道への影響を考慮して50年確率で想定される雨量強度で計画を行う。とされており、適切と認められる。
	流末処理	③ 不適	現況の流域に合わせて、事業地下流東側に1号調整池、西側に2号調整池を2箇所設置する。調整池の排水は、気仙沼市管理の法定外水路を経て宮城県管理の二級河川津谷川水系馬籠川に放流する。施工時には、調整池を先行して工事を行い、工事中の土砂流出、濁流防止対策を行う。とされており、適切と認められる。
2 水の確保上の審査	水の依存状況	④ 無	事業地下流域の井戸水を利用している住民が存在している。 また、集水区域減少流域に休耕農地が存在している。
	必要水量を確保するための措置	③ 不適	井戸水に影響が生じた場合には事業者負担により上水道を設置することで同意が得られている。 休耕農地については、10年以上耕作されていない旨を農業委員会から確認しているほか、集水水路はすでに枯れている状況にあるが、事業後に耕作を再開することがあった場合には、耕作への影響を改めて確認することとされており、適切と認められる。
	水質悪化の防止のための措置	③ 不適	1号、2号調整池設置箇所に、調整池施工に先立ち、堰堤を設置して仮設沈砂池を設置し、沢部盛土箇所(調整池含む)には、暗渠管及びフトン籠を設置して盛土の安定を図る。暗渠管の排水は、流末に浸透槽を設置して地下に浸透させる。盛土を行う箇所には、土砂流出対策として、土砂留槽を設置し、施行中は、現地状況に合わせて、仮設排水路及び防災小堤の設置により、場外への流出防止を図る。とされており、適切と認められる。
3 環境保全上の審査	森林率と配置	③ 不適	森林率26.24%、残置森林率19.22%で、技術基準の森林率25%、残置森林率15%を超えているほか、周囲に幅30mの森林帯を設けるとともに、1箇所の施工面積が20ha以下になるよう事業地中央を分断する幅30mの林帯を設ける計画となっており、適切と認められる。
	騒音・粉じん・植生保全に対する措置	③ 不適	事業区域から退場する際はタイヤに付着した土砂を落としてから林道等へ出ることとするほか、作業時間は8時～17時を厳守するとともに、住民の通勤時間帯の工事関係車両の通行自粛を行い、地元住民とのトラブル防止に努める。建設機械は排出ガス対策型機械、低騒音型及び低振動型機械の使用を努める。とされており、適切と認められる。
	景観維持上配慮の	③ 不適	太陽光パネル設置工法の周囲に残置森林を配置し、外部から見えないように配慮した。また、太陽光パネルはできる限り反射の少ないタイプを採用するほか、稜線の一体性分断する伐採は行われないとされており、適切と認められる。
4 工事の工程		③ 不適	防災施設の設置に係る施工が先行しており、適切と認められる。
総合判定		④ 条件付許可 不許可	以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が適当と認められる。
審査者職氏名④ 処理期間 現地調査年月日 調査者職氏名 聴取及び現地立ち会い人	環境生活部自然保護課みどり保全班 技術主査 野田 隆紀 令和6年7月26日から令和6年12月6日 令和6年11月19日 自然保護課 緑化推進専門官 佐藤 大輔 自然保護課みどり保全班 技術主査 野田 隆紀、主事 赤根 高悠 事務所：気仙沼地方振興事務所林業振興部森林管理班 技術次長(班長) 佐々木 淳、主事 山家 祐輔 申請者：EDPR JAPAN株式会社(miyagi motovoshi solar合同会社代表社員)		
審査調書添付書類	林地開発許可申請書等チェックリスト		